

鳥取県告示第 918 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び 住所	失効年月日
鳥取県 第511号	副産動物質 肥料	フィッシュ リッチ	窒素全量 6.0	公定規 格のと おり	鳥取罐詰株式会社 境港市弥生町206	平成19年9月11 日
鳥取県 第540号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0		米久東伯株式会社 東伯郡琴浦町大字中尾85	平成19年10月20 日